

## 瀬戸内市観光定期バス広告事業者募集要項

### 1 目的

瀬戸内市（以下、「本市」という。）が運行する観光定期バスに広告を掲載することにより、本市の自主財源を確保し、観光客の利便性の向上、地域経済活動の活性化等を図るため、広告出稿事業者を募集する。

### 2 広告対象

- ・本市が、令和8年8月から令和9年1月までの期間の土曜日、日曜日及び祝日（60日間）に運行する観光定期バス2台。
- ・観光定期バスは、JR長船駅を起点に、備前長船刀剣博物館—日本一の다가し売場間を1日10往復程度運行し、車両はマイクロバス以上の座席数を有するもの。
- ・応募者の中から選定された者から提出されたデザインを基に作成したマグネット式の広告を掲出することとし、マグネット式の広告は、本市で作成する。
- ・広告掲出場所は、バス外側で次のとおり。（バス1台につき4箇所、2台で計8箇所）
  - 車両正面：縦20cm、横100cm 1箇所
  - 車両側面：縦35cm、横300cm 2箇所
  - 車両背面：縦30cm、横110cm 1箇所※車両の種類により、サイズは変更となる場合がある。

### 3 広告掲出期間

令和8年8月から令和9年1月までの期間の土曜日、日曜日及び祝日（60日間）

※広告掲出期間は、観光定期バスの運行日程によるものとし、60日間より短くなる場合もある。

※広告掲出期間が60日間より短くなった場合も、広告料の返還は行わない。ただし、広告掲出期間が30日間より短くなった場合は、実際の広告掲出期間による按分により、広告料を返還する。

### 4 広告料

- ・車両正面1箇所につき20万円以上（消費税等を含む。）。
- ・車両側面1箇所につき100万円以上（消費税等を含む。）。
- ・車両背面1箇所につき30万円以上（消費税等を含む。）。

- ・1箇所から応募可能とする。

## 5 応募資格

本市市内に事務所又は事業所を有する法人であって、次に掲げるものを除く。

- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・瀬戸内市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）に該当する者又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ・本市市税その他本市に対する金銭債務について滞納している者
- ・その他、広告を出稿することが適当でないと本市が認める者

## 6 広告事業者選定方法

- ・広告掲出場所1箇所ごとに、提示された広告料の高い順に選定する。
- ・広告掲出場所上限数に達するまで選定し、同額の場合はくじ引きにより決定する。（くじ引きの方法等は、別途、通知する。）
- ・広告のデザインは任意とするが、本市でデザインを確認し、不適切と認められるデザインで応募した者は、選定しない。

## 7 応募手続

### (1) 募集期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月22日（月）まで

### (2) 提出書類

- ・瀬戸内市観光定期バス広告事業者申込書（様式1）
- ・法人の概要に関する説明書（任意様式。本市市内の事務所又は事業所の住所等を明記すること。）
- ・瀬戸内市税の滞納がないことの証明書
- ・広告のデザイン（任意様式）

### (3) 提出方法

令和8年6月22日（月）までに、下記(7)問合せ先の電話番号へ連絡の上、次の電子メールアドレスに、上記提出書類のデータを添付し、送信すること。

送信先：kankobunka@city.setouchi.lg.jp

### (4) 応募に関する質疑の受付

#### ア 受付期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月10日（水）まで

#### イ 受付方法

質疑書（様式2）を、次の電子メールアドレスに送信すること。

送信先：kankobunka@city.setouchi.lg.jp

#### ウ 回答方法

令和8年6月15日（月）までに本市ホームページに掲載する。

#### (5) 選定結果

選定の結果は全ての応募者に通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

#### (6) 留意事項

- ・ 応募に当たって必要な経費は、応募者の負担とする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 提出された書類は、瀬戸内市情報公開条例の規定に基づき、開示することがある。
- ・ 広告事業者選定後に、募集要項等について、不知、不明等を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- ・ 広告事業者選定後に、応募資格を欠いたとき、社会的信用を損なう行為により本市のイメージが損なわれる恐れのあるとき、その他広告事業者とすることが適当でないと認められるときは、本市は広告を停止することができることとする。なお、広告を停止した場合、広告料は返還しない。

#### (7) 問合せ先

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300-1

瀬戸内市成長戦略部観光文化戦略課

Tel:0869-22-3953

Mail:kankobunka@city.setouchi.lg.jp

#### 8 その他

- ・ 観光定期バスの運行がなされない場合は、本事業は実施しない。
- ・ 選定後の契約等の手続は、選定された者へ、別途、通知する。